

岩倉市入札者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について岩倉市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し)

第2条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者となったときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者

2 入札参加者が前項各号のいずれかに該当する者となったときは、特別の理由がある場合を除き、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又はその者を競争入札に参加させない。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となったときは、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又はその者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用したときも、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製品を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年9月27日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者の経営状況、資産状況又は信用状況の変動により、契約の履

行がなされないおそれがあると認められる事情が生じたとき、又は契約の相手方として不相当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又はその者を競争入札に参加させないことができる。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあつては、見積金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者が、過去2か年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 指名競争入札にあつては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）において、一般競争入札にあつては公告等において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	額面の金額
政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）
市長が確実と認める社債	の10分の8に相当する金額
銀行に対する定期預金債権	当該債券証書に記載された債権金額
金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札

保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、市の発行する納入通知書により会計管理者に納付しなければならない。

2 会計管理者は、入札保証金の納付があったときには、領収書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本事項)

第9条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面、仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、あらかじめ単価によるべきことを市長が指示したときは、その指示したところによる。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札)

第11条 入札参加者は、岩倉市契約に係る標準書式等に関する規程（昭和51年岩倉市訓令第3号）に規定する入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、指名通知書又は入札公告によりあらかじめ指示した日時及び場所において、市職員の指示に従い入札しなければならない。

2 入札書に使用する印鑑は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

3 入札参加者は、代理人をして、入札を行わせることができる。この場合において、入札参加者は、当該代理人をして入札前に委任状を提出しなければならない。

4 郵便による入札は、原則認めない。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前に辞退するとき 入札辞退届(様式第1)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中に辞退するとき 入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第13条 入札者は、既に提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することができない。

(開札)

第14条 開札は、入札場所において、入札後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

(入札又は開札の中止)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札又は開札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(1) 辞退等により入札参加者が1者となったとき。ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合又は公告等において1者でも入札を執行すると記載した場合を除く。

(2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(3) 改札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札

(3) 所定の日時まで所定の場所に到着しない入札(電子入札にあつては、所定の日時まで契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされない入札)

(4) 入札に際して談合等による不正行為があつた入札

(5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札（電子入札にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）及び当該電子署名に係る電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書であつて、同法第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書をいう。）のない入札）
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 入札書に添付して提出することが求められる工事費等の内訳書を提出しない者又は不備のある工事費等の内訳書を提出した者のした入札
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
（落札者）

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負の契約をしようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（くじによる落札者の決定）

第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。
- 3 前2項の規定により行うくじは、様式第2により行うものとする。

（再度入札）

第19条 開札した場合において、落札とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて、再度入札することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第16条の規定に該当する入札
- (2) 初度の入札の際、最低制限価格を下回った入札
- (3) 前回の入札における最低価格以上の入札

(再度入札の入札保証金)

第20条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(入札結果の通知)

第21条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人にあつてはその名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、直ちに口頭で開札に立ち会った者に通知する。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

(落札の取消し)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が指定の期日までに契約の締結をしないとき。
- (2) 落札者が不正の入札をしたと認められるとき。
- (3) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって、既に締結した他の契約を解除したとき。

2 契約を締結するまでの間に、落札者が岩倉市指名停止取扱要領（平成28年10月1日施行）に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置若しくはこれに準ずる措置となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことができる。この場合において、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(契約の締結)

第23条 落札者は、契約書を作成することとされる場合において、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して3日（岩倉市の休日を定める条例（平成3年岩倉市条例第1号）第1条第1項各号に規定する岩倉市の休日（以下「休日」という。）の日数は、算入しない。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の対象建設工事又は契約保証金の納付対象建設工事については、6日（休日の日数は、算入しない。）以内とすることができる。

(契約書等の作成の省略)

第24条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめその旨を指名通知書又は入札公告において指示する。

(契約の確定)

第25条 契約書（請書を含む。）を作成する契約にあつては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあ

っては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の還付)

第26条 落札者とならない者の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、開札後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

2 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を会計管理者に提出するものとする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札保証金に対する利息)

第27条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第28条 落札者が入札保証金を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第29条 岩倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年岩倉市条例36号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、岩倉市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。

2 議会の議決を得るまでの間に、受注者が岩倉市指名停止取扱要領に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置若しくはこれに準ずる措置となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(電子入札)

第30条 あいち電子調達共同システムを利用した入札を行う場合の取扱いは、岩倉市電子入札実施要綱（平成20年4月1日施行）及び岩倉市契約規則（昭和46年岩倉市規則第14号）の規定を優先するものとする。

附 則

この心得は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成29年3月8日から施行する。

附 則

この心得は、平成29年8月14日から施行する。

附 則

この心得は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第12条関係）

入札辞退届

年 月 日

岩倉市長

殿

住所

氏名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

1 工 事 名

（委託業務・物件名）

2 路線等の名称

3 工事場所

（業務・納入場所）

4 入札年月日

5 辞 退 理 由

.....
.....
.....
.....

様式第2 (第18条関係)

くじを引く順序を決めるくじ		
年 月 日		
業 氏者 名名	業 氏者 名名	業 氏者 名名
3	1	2

業者を決めるくじ		
年 月 日		
業 氏者 名名	業 氏者 名名	業 氏者 名名
○		

受注意思確認業者の内、くじによる随意契約を行う交渉相手の順位決定録

1 工事名及び工事場所

2 くじ実施日時

3 くじ実施場所

4 くじの方法

(1) くじは、受注意思確認業者がくじを引くことにより行う。

(2) 初めにくじを引く順番を決めたうえ、交渉相手の順位について、くじにより決定する。

5 くじの結果

業者名	順番のくじ	交渉相手順位のくじ	確認署名

6 事務従事者